

再意見提出フォーマット

所属（会社名・団体名等）（※1）	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
氏名（※2）	代表取締役社長兼CEO 孫 正義
住所（※2）	東京都港区東新橋一丁目9番1号
連絡先	連絡担当者氏名： ██████████ 電話： ██████████ FAX： ██████████ e-mail： ██████████

※1 個人として提出する場合は、「個人」と御記入ください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	全般
	意見提出者	
	提出された意見内容 (該当部分)	
上記の意見内容に対する再意見	別紙のとおり	

このたびは、「光の道」構想に関する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<はじめに>

政府の成長戦略の一つに掲げられる「光の道」構想は、ICT 産業のみならず他産業における効率化・活性化を促進する等、低迷を続ける日本経済復活の鍵となる政策であることはもちろんのこと、本格的到来を迎える「情報化社会」における国民生活の基盤を整備する極めて重要な施策であり、弊社共はその推進に大いに賛同するところです。

米国の National Broadband Plan 等に代表されるように、世界の主要国においても、各国が競って情報化社会の基盤となるブロードバンド整備を推進する中、我が国においても「光の道」の整備が進まなければ、国際社会の中でさらにその地位を失っていく恐れがあります。

また、少子高齢化、情報格差等による地方の取り残し等といった社会的問題を抱える日本において、ICT 活用による諸問題解決、情報への公平なアクセス権の保障は国民生活の向上に不可欠なものとなります。

このような国内外の情勢に鑑みれば、「光の道」構想は 2015 年という期限までに何とでも完成させることが必要であり、弊社共はその実現に向けて協力を惜しまない所存です。

この度の「光の道」構想に関する意見募集(以下、「一次意見募集」という。)においても約 300 もの意見が寄せられており、関係者が「光の道」構想の実現に向けて様々な提案を行っていることは喜ばしいものと考えますが、「光の道」構想が国民生活の基盤となるものであることを考慮すると、依然として国民レベルへの議論の浸透度は十分でないと言わざるを得ません。

さらに、寄せられた意見の中には、既得権益保護を目的としたかのような「光の道」構想を停滞若しくは遅滞させるような意見も見られますが、「情報化社会」の本格的到来という大きなパラダイムシフトを迎える中で政策決定者には真の国民利便・我が国の国力増強に資する政策がどのようなものであるかについての判断が求められているものと考えます。

この度の意見募集において寄せられた意見や事業者ヒアリング等を通じて得られた情報等を踏まえて、今後、グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース(以下、「タスクフォース」という。)並びに「光の道」ワーキンググループにおかれまして、「光の道」構想実現策を取り纏められることになるものと考えますが、その原案は早期に取り纏めがなされるべきであり、加えて、改めて国民の意見を問う等の直接民主主義を体現した議論のプロセスの導入が必須であると考えます。

以上のような認識の下、一次意見募集において寄せられました意見につきまして、弊社共の考え方を以下に述べさせていただきます。

＜基盤整備の在り方＞

超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方については、可能な限り民間主導で推進すべきという意見が大勢を占めているものと考えます。その上で、民間整備に期待できない不採算地域については、IRU 等を活用した公設民営方式による基盤整備を期待する声がいくつか寄せられているところです。しかしながら、現状の我が国の財政状況等に鑑みれば、可能な限り公費の投入を行わずにブロードバンド基盤の整備を推進すべきであり、究極的には公費の投入を一切行わない整理が理想です。そうした意味では弊社共が提案している「税金ゼロ」での基盤整備方法がタスクフォースでの「光の道」構想実現策検討の有力なたき台の一つと考えます。

なお、弊社共提案に対し、「アクセス手段は光に限定されるべきではない」、「アクセス回線会社による基盤整備は競争を歪める」、「アクセス回線会社のような独占会社においてはインベーションが働かない」等のいくつかの指摘がなされているところですが、弊社共は光回線以外の HFC や無線等のアクセス手段を否定しているわけではなく、地理的特性、経済合理性、ユーザーズ等を加味し是々非々で多様なアクセス手段を実現していくことは必要と認識しています。しかしながら、今後加速度的に増大すると予想される無線通信トラヒック、それに対応する周波数帯域の確保状況、あるいは無線トラヒックの実態が自宅や会社等の屋内で主に発生していること等を加味すれば、自宅や企業のオフィス等各拠点における光回線の引き込みと Wi-Fi 等の組み合わせ利用による無線トラヒックの吸収は必須であると考えます。また、「光の道」整備後において全ての国民に情報アクセス権を保障する観点からも、仮に光ブロードバンド未利用の世帯であっても、光回線を引き込み済みとし、いつでも契約利用が可能となるようにしておくべきです。従って、原則全ての世帯に対する光回線整備を進めることが必要と考えます。

また、光回線整備と並行して、既存のメタル回線を全て撤去するという取り組みも推進する必要があります。この点については、一次意見募集における弊社共意見でもその必要性について詳述しているところですが、現在のメタル回線と光回線の二重ネットワーク構造は必然的にトータルコストの肥大化を発生させ、そのコストが最終的には消費者に提供されるサービスの料金を高止まりさせている状況にあります。すなわち、光回線の整備と並行してメタル回線を全て撤去することは必須であり、この二重ネットワークによる国民負担の増大を可能な限り最小化する観点からも、「光の道」整備は短期間で完了させる必要があります。

この点に関して、日本電信電話株式会社(以下、「NTT」という。)殿は、「既存の交換機は、設備の寿命が概ね 10 年後から順次到来する見込み」、「メタルアクセスは、交換機よりも長期の使用に耐えられる見込み」とし、先に寿命を迎える交換機の IP 化を優先して進めることを表明しています。こうしたコアネットワークの IP 化は、年間約 3,900 億円という多額のメタル回線維持費が発生している現在の構図を何ら改善するものではありません。こうした意見表

明と併せて公設民営方式を要望されている NTT 殿の提案は、十分にユーザ・国民負担の視点に立ったものとは到底言えず、むしろ国民負担を増大しつつ「光の道」整備を進めるものであり、またその実現を遅らせる提案以外の何物でもないと考えます。

<競争のさらなる促進>

競争のさらなる促進については、独占的地位を謳歌する NTT 殿でさえもその必要性に言及しており、ほぼ全ての関係者がその重要性を認識している事項と考えます。特に、「光の道」の利用率向上という観点では、FTTH 市場を始めとする超高速ブロードバンド市場における非競争的分野での競争促進を図ることが最重要課題です。

公正競争環境の整備については、NTT グループの経営形態の在り方が従前から未解決かつ最大の論点となりますが、一次意見募集における弊社共意見でも詳述したとおり、メタル回線撤去後の光回線上における公正競争環境は、「構造分離」という形態でしか確保することはできません。

なお、構造分離について、「NTT の株主価値が毀損されるのではないか」、「構造分離には時間とコストがかかるのではないか」といった懸念の声も上げられているところですが、これら指摘については、解決可能あるいは構造分離を否定する論拠たりえないと考えます。

まず、株主価値に関しては、原則一つの会社をアクセス部門と上位のサービス部門に分社化するのみであり、株主構成についても現状から変更するものではないことから、当然、トータルとしての株主価値が毀損されることはありません。むしろ、分割による効果として、経営の効率化や事業性の向上等が期待されることから、分離後のアクセス回線会社と上位会社トータルでの株主価値が現在より向上することが十分に想定される場所です。

次に、構造分離に要する時間とコストに関しては、仮に制度・組織・システム変更等に一定の時間とコストを要したとしても、このことをもって、現状の不公正な競争状態を放置することを正当化することはできません。NTT グループの経営形態見直しの先送りは、公正競争環境の阻害、延いては「光の道」整備の阻害につながり、消費者利便を大きく後退させることとなります。前回の NTT 再編成以降、既に 10 年以上が経過していますが、本問題は実質放置され、国民に真の公正競争の恩恵を還元できていない状態が続いていることから、可及的速やかに、NTT グループの経営形態の在り方に関する結論を得ることが必要です。

なお、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを踏まえれば、構造分離に加え、NTT グループ各社の完全資本分離といった措置も併せて実施する必要があると考えます。この点については、一次意見募集における弊社共意見書においても詳述しているところです。

また、公正競争に係る他の論点として、地域系事業者等より、「基盤整備の主体を独占的な事業者一社に限定する案は不適當」といった意見が出されていますが、弊社共提案は、あくまで設備競争の継続を前提としています。むしろ、アクセス回線会社の新設により、地域系事業者等は、これまで事業展開を行っていない不採算地域等において、アクセス回線会社の

回線を利用することで、事業拡大を図ることも可能であり、多様なサービス提供形態の登場でさらなる競争促進効果も期待されるところです。

なお、一部の地域系事業者等においては、既に弊社共提案のアクセス回線会社の想定料金水準(工事費・基本料)と同等以下で光IP電話の単独サービスを提供している事例もあり、こうした事例からもアクセス回線会社の登場をもって、競争が成り立たなくなるといった指摘はあたらぬと考えます。詳細については、別添資料1を参照願います。

以上のとおり、弊社共提案は市場における公正な競争の実現こそが真の消費者利便の最大化に資するものであるとの認識に基づくものであり、「光の道」構想は光インフラ整備とNTT 殿の構造分離等の公正競争環境の整備がセットでなされない限り、その実現は不可能であると考えます。

<利活用の推進>

ICT 利活用促進により日本の抱える諸問題解決や経済成長等を図ることは、国民生活向上のため不可欠であり、弊社共としても利活用促進に積極的に協力していく考えです。特に、諸外国と比べ取り組みが遅れている、電子教育、電子医療、電子行政の活用については、政府自らが率先して ICT の積極的な利活用に取り組み、ICT 利活用を促進する規制改革を断行するとともに、民間の通信事業者は高度なインフラ構築や低廉な料金によるサービス・アプリケーションの提供等を実現する官民一体の取り組みが必須と考えます。

弊社共としても、クラウドの構築、生活に密着した各種サービス・アプリケーションの販売はもちろんのこと、弊社共が提案する「光の道」整備完了後における無料ブロードバンドサービス(有料ブロードバンドサービスを契約していない家庭においても電子教科書、電子カルテ、電子行政サービス等を利用できるようにする通信サービス)の提供を行っていく所存です。

<「光の道」への円滑な移行>

「光の道」の実現に際しては、ユーザが光回線サービスへ支障なく移行出来るよう各種手当てを講じる必要があります。例えば、契約約款の変更等を行うことにより、現在メタル回線にて固定電話サービスのみを利用しているユーザが、契約変更なしで光回線に移行することを可能とする必要があります。その際、ユーザ料金が現在より高額とならないよう基本使用料等を同額以下に設定することはもちろんのこと、光回線の引き込み工事についてもその工事費を無償(ユーザ負担としない)とする等の手当てを併せて講じる必要があります。また、使用する電話機についても、アダプタを無償配布することで、現在利用中のものをそのまま利用可能とすべきです。

なお、こうしたサービス切り替え・工事等に関する周知は当然のことながら徹底してなされる必要があります。これらの周知はアクセス回線会社並びにサービス提供会社の双方から実施されるべきと考えます。

また、NTT 殿からは本年4月20日のタスクフォースにおけるヒアリングにて、メタル回線か

ら光回線への切り替えに際して、光サービスに対応していない機器の取替えについての課題が提示されていますが、関係機関・企業へのヒアリング等を踏まえ、具体的なスケジュールや切り替え手順等の詳細については調整が必要になるものの、これらの課題については全て技術的・経済的に解決可能と弊社共は判断しています。詳細については、参考資料を参照願います。

<その他>

①NTT殿による情報開示の必要性

「光の道」構想実現のための議論を加速させるには、メタル回線から光回線への移行工程や東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿のネットワークに関する具体的な情報が必要となりますが、現状、各種情報が NTT 殿及び NTT 東西殿より開示されていないため、検証作業等に着手できない状況にあります。「光の道」構想の早期実現のため、NTT 殿及び NTT 東西殿は別添資料 2 の情報を早急に開示すべきと考えます。

②国民参画型議論の実現

「光の道」構想は、国民生活の在り方に大きく影響を与える重要な施策であるため、政策決定に当たっては国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠です。一次意見募集においては約 300 件の意見が集まりましたが、「意見提出の方法がわかりづらい」、「意見の政策反映のプロセスが不透明」等の意見もインターネット上に寄せられており、国民の意見を十分に反映できているとは言えません。一次意見募集における弊社共意見で述べたとおり、インターネットを活用した双方向協議等、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきと考えます。

<参考資料>

その他、弊社共提案の詳細については、下記を参照願います。

「光の道の実現に向けて」

http://webcast.softbank.co.jp/ja/pdf/hikari_road/20100823_02.pdf

以上